

入 札 説 明 書

1 「入札に関する条件」及び「注意事項」

(1) 入札番号、購入物品名及び数量

- | | | |
|--------------|---------------------------|-----|
| ① 7 入札第 95 号 | 生徒用・指導用端末（特別支援学校・長崎・西海地区） | 1 式 |
| ② 7 入札第 96 号 | 生徒用・指導用端末（特別支援学校・県北地区） | 1 式 |
| ③ 7 入札第 97 号 | 生徒用・指導用端末（特別支援学校・県央地区） | 1 式 |
| ④ 7 入札第 98 号 | 生徒用・指導用端末（特別支援学校・島原地区） | 1 式 |
| ⑤ 7 入札第 99 号 | 生徒用・指導用端末（特別支援学校・五島・壱岐地区） | 1 式 |

＊規格、納入条件等は別紙仕様書のとおり

(2) 入札の方法

前記（１）の物品ごとにそれぞれを入札に付する。

(3) 「一般競争入札参加申請書」の提出について

入札参加希望者は必ず「一般競争入札参加申請書（調達様式第 11 号）」を、持参、郵送（できるだけ一般書留、簡易書留、特定記録のいずれかの方法で提出ください。）又は F A X 等にて提出すること。一般競争入札参加申請書を提出していない者及び期限後に提出した者は、入札に参加できない。一般競争入札参加申請書には登録番号を必ず記載すること。

※郵送、F A X 等で申請される場合は、提出の事実が確認できるような資料の提供を求める場合があります。

「一般競争入札参加申請書」の提出場所及び提出期限

〔提出場所〕長崎県出納局物品管理室

〔提出期限〕令和 7 年 11 月 20 日 17 時 00 分（必着）

(4) 「同等品承認願」の提出について

例示品ではなく、仕様書に基づき同等品にて入札書を提出される場合は「同等品承認願（調達様式第 4 号）」を郵送、持参又は F A X 等にて提出し、事前に審査を受けること。

提出については複数回可能とし、受付日の翌日より 3 日（休日を除く。）以内に、審査結果を教育環境整備課より F A X にて回答します。

※「同等品承認願」の提出場所及び最終提出期限等

〔提出場所〕長崎県出納局物品管理室

〔最終提出期限〕令和 7 年 11 月 6 日 17 時 00 分（必着）

〔提出方法〕メーカー名・品名・規格・型番を明記し、代表者職氏名・登録番号を記載のうえカタログ等の仕様が確認できる書類「同等品仕様確認書」及び「機器構成表（任意様式）」と共に提出すること。（同等品については複数可。但し、納品は一種類とすること。）

※「同等品承認願」に添付するカタログ等の資料については、仕様書番号を付して要求をみたす箇所を明確にすること。

また、カタログ等に記載のないものについては、メーカーの機能証明書を提出すること。

(5) 物品等の納入場所及び納入期限

〔納入場所〕仕様書による

〔納入期限〕令和 8 年 2 月 27 日

(6) 入札期日等

①入札期日及び入札場所

〔入札期日〕令和 7 年 11 月 21 日

入札番号及び購入物品名		開始時間
① 7 入札第 95 号	生徒用・指導用端末（特別支援学校・長崎・西海地区）	10 時 00 分
② 7 入札第 96 号	生徒用・指導用端末（特別支援学校・県北地区）	10 時 20 分
③ 7 入札第 97 号	生徒用・指導用端末（特別支援学校・県央地区）	10 時 40 分
④ 7 入札第 98 号	生徒用・指導用端末（特別支援学校・島原地区）	11 時 00 分

〔入札場所〕長崎県庁行政棟 1 階入札室

入札期日当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に物品管理室に確認すること。

② 郵送による場合の入札書の受領期限等

一般書留郵便、簡易書留郵便、又は特定記録郵便のいずれかの方法により受領期限内必着のこと。

〔受領期限〕令和 7 年 11 月 20 日 17 時 00 分（必着）

〔提出先〕長崎県出納局物品管理室

※郵送以外による入札の場合は、入札期日及び入札場所での入札となります。前日までに持参されても入札書の受領はできません。

（7）質問書の提出について

当該入札に関する質問については、「質問書（調達様式第 6 号）」を下記提出場所へ令和 7 年 11 月 6 日 17 時 00 分までに F A X 等にて提出すること。なお、必ず着信の確認を行なうこと。

※回答については、令和 7 年 11 月 11 日までに「質問への回答書（調達様式第 7 号）」により F A X にて回答します。

① 仕様書に関する質問提出場所 教育環境整備課 県立学校管理班

F A X 0 9 5 - 8 9 4 - 3 4 7 1 TEL 095-894-3323

② 調達手続に関する質問提出場所 物品管理室

F A X 0 9 5 - 8 9 4 - 3 4 6 8 TEL 095-895-2881

（8）入札書の記載方法

ア 入札書（調達様式第 8 号）及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（消費税及び地方消費税を除いた金額）を入札書に記載すること。

ウ 入札金額（首標金額）は訂正することができない。

エ 入札書の提出後は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

オ 入札者が代理人である場合は、「委任状（調達様式第 9 号）」（委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）の提出が必要である。

（※入札者が代理人である場合は、適正な委任状の提出がなければ代理人は入札に参加することができません。）

【注意事項】

- ・入札書は封筒に入れ、封筒に会社名、入札物件名を記入し提出して下さい。
- ・入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正個所に押印して下さい。
- ・誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意して下さい。
- ・入札書の宛名は長崎県知事として下さい。

※郵送による入札の場合の「入札書」等の提出方法

- ・入札書は、内封筒及び外封筒の二重封筒とすること。
- ・入札書は必要事項に記載、押印（代理人の記名、押印はしないこと）のうえ当該入札書を内封筒に封かんし、当該内封筒に入札書在中、入札者の商号又は名称、入札番号及び入札物品名を記載すること。
- ・入札書は、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑（長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）を訂正個所に押印すること。
- ・入札書は、誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。

- ・入札書の宛名は長崎県知事とすること。
- ・外封筒には、内封筒を封かんのうえ、当該外封筒に、物品管理室、入札者の商号又は名称、代表者職氏名、担当者名及び連絡先（電話番号、FAX番号）を記載すること。

（９）入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除する。

イ 契約保証金

（ア）契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。

（イ）契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし次の場合は契約保証金の納付が免除されるものとする。

- ・保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - ・入札日の前日から前々年度までの間において、本県もしくは他の地方公共団体又は国、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人との間に、契約金額が該当する規模以上の物品の売買、製造、加工、修繕及び借入に係る契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出したとき。
- なお、契約の規模については、契約金額が該当する次のいずれかの規模以上のものであることとする。

- ①2,000万円以上
- ②2,000万円未満500万円以上
- ③500万円未満

（10）入札の無効

次の入札は無効とする。なお、下記のアからコまでにより無効となった者は再度の入札に加わることはできない。また、キ及びソからテまでは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

- ア 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- イ 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
- ウ 入札者が法令の規定に違反したとき。
- エ 入札者が連合して入札したとき。
- オ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- カ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- キ 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- ク 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ケ 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- コ 同等品承認のなされなかったもので、入札をしたとき。
- サ 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- シ 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がない等、入札者の意思表示が確認できないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県への届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）。
- ス 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- セ 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- ソ 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- タ 代理人が入札したとき。
- チ 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- ツ 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- テ 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。
- ト 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めたとき。
- ナ その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

（11）落札者の決定

- ア 予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とするものとする。
- イ 落札者となるべき同価格の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、

落札者を決定するものとする。

- ウ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。
- エ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。

【注意事項】

- ・開札日において、第1回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもとに、再度、再々度の入札を行う予定である。この場合、郵送により入札書を提出した者のうち、開札に立ち会わない者は「入札辞退」として取り扱う。また、開札に立ち会う者のうち、再度、再々度の入札を辞退する者は、入札書中、首標金額の欄に「辞退」と記載のうえ、入札書を提出すること。
- ・再々度の入札においても、落札者が決定しない場合、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第8号の規定により、見積を行う場合がある。
よって、入札は、見積を含め最大4回となる場合があるので、入札書（4枚以上。郵送により入札書を提出した者のうち開札に立ち会う者は3枚以上。）及び印鑑（入札者が代表者本人である場合は、長崎県への届出済の印影と同一のもの。入札者が代理人である場合は、委任状の代理人の印影と同一のもの。）を持参すること。
- ・郵送以外の入札者で再度、再々度の入札に参加する者及び郵送による入札者で開札に立ち会う入札者がいないときは、再度、再々度の入札は行わない。
- ・郵送による入札者が開札に代理人を立ち合わせるときは、委任状の提出が必要であること。
（※代理人が開札に立ち会う場合、又は代理人が再度の入札をする場合、若しくはその両方の場合においては、適正な委任状の提出がなければ、代理人は開札に立ち会うこと及び再度の入札に参加することができない。）

(12) 落札者決定の通知

ア 全ての入札者が開札に立ち会った場合

落札者決定後直ちに開札の場所で入札者に口頭で行う。

イ 開札に立ち会わなかった入札者がある場合

落札者決定後直ちに開札の場所で開札に立ち会った入札者に口頭で行い、開札に立ち会わなかった入札者に対しては、物品管理室ホームページ上 (<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>) において掲載する入札結果一覧表をもって、落札者決定の通知を行ったものとみなす。

なお、落札者が開札に立ち会わなかった場合、落札者に対しては次に掲げる手順により落札者決定の通知を併せて行う。

①落札者決定通知書を落札者にFAX送信する。

②落札者に電話を掛け、①の受信確認を行い、FAX及び電話により、落札者決定の通知を行う。

(13) 入札書及び契約書の作成等

ア 入札書及び契約書の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、入札者の負担とする。

イ 落札通知を受けた日から起算して5日（県の休日を除く。）以内に契約締結ができるよう手続を行い、「契約書（調達様式第106号）」を提出すること。

ウ この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、付属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受ける。

エ その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによる。

(14) 競争入札の参加資格

ア 令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

イ 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、

買入れ、修繕及び借入れに係る競争入札参加資格を得ていること。

エ この公告の日から入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

オ この公告の日から入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

2 その他

(1) 当該調達契約事務に関する担当部局

〔住 所〕 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1

〔名 称〕 長崎県出納局物品管理室

〔電 話〕 095-895-2881

(2) 入札資格審査を得るための申請方法等

ア 申請の時期は、この入札に関する告示の日から、令和7年10月23日17時00分までです。

イ 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住 所〕 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1

〔名 称〕 長崎県出納局物品管理室

〔電 話〕 095-895-2884